

8月開校 東南村山地区会場

# 創業ビジネス科 受講生募集!

## あなたの再就職を応援します!!

事業の開始・設立のみならず、経営に必要な税務・会計・社会保険、パソコンのITビジネスに関連した業務まで、現代社会に幅広く対応できるマルチなスキルを習得!

起業の夢を実現に!

事業計画の作成  
ネットショップ開設



インターネットを活用した事業化や企業の主要ポジションへの就職を!

訓練期間	平成23年8月30日(火)～平成23年11月29日(火) 3ヶ月 時間 9:10～15:50 ※(原則として土・日・祝日を除く毎日、)
訓練場所	株式会社リバティ楽器 L. M. I 深町パソコン教室 山形市深町1丁目2-5 (裏面地図参照) TEL 023-645-9701
定員	20名(最少催行人員 15名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをした方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方
受講料	<b>受講料は無料です。</b> ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料等の約17,000円、並びに検定試験料等は個人負担となります。
募集締切日	平成23年8月5日(金)
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	日時:平成23年8月12日(金)午前10時から(時間厳守) ※ 開始10分前までに受付を済ませてください。 場所:山形県立山形職業能力開発専門校(裏面地図参照) 内容:訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物:筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を持参ください。

### 【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄2丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

## 【訓練カリキュラム】

### 起業へのビジョン

- ・ビジョンの分野を検討
- ・イメージを形にしていくには！

#### ★ 創業概論

個人事業の開始手続き  
株式会社設立の手続き

#### ★ 会社経営 基礎知識

税金・社会保険・会計基礎知識  
資金調達・資金繰り、経営分析

#### ★ 接客 / ビジネス スキル

- ・接客
- ・セールス技術
- ・ビジネス用語
- ・ビジネスマナー
- ・マネジメント力
- ・アイデア活用

#### ★ 企業取引実習（経営シュミレーション：グループワーク）

skypeや実務における伝票等を利用し、役割分担をしながら、実際の取引の業務を疑似体験。交渉力やプレゼンテーション力を養う。

#### ★ IT活用 / パソコン業務

- ・ブログ
- ・ツイッター
- ・Facebook
- ・電子申告
- ・ホームページ
- ・ビジネス文書
- ・各種帳票作成
- ・プレゼン資料

#### ★ 事業計画作成（やりたいことを形に！）

市場調査、収支計画、事業内容の具体化、計画書作成

※Windows XP、Microsoft Office 2007を使用します。

※就職支援(自己理解、自己啓発、応募書類の作成と添削、面接対策など)があります。

## 【説明会場】

期日：平成23年8月12日（金）

場所：山形県立山形職業能力開発専門校  
山形市松栄2-2-1

電話：023-644-9227

時間：午前10時から ※無料駐車場あり

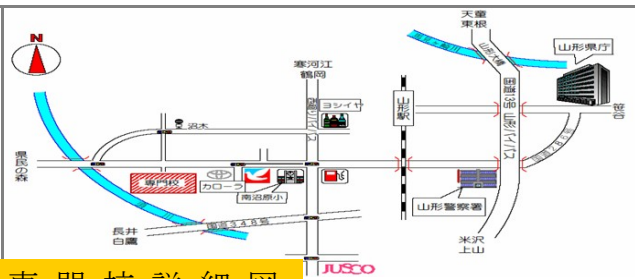
## 【訓練会場】

場所：株式会社リバティ楽器L.M.I 深町パソコン教室

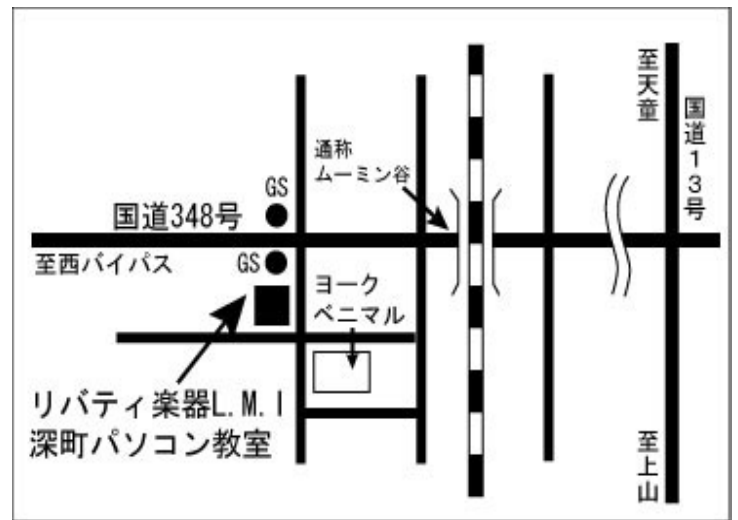
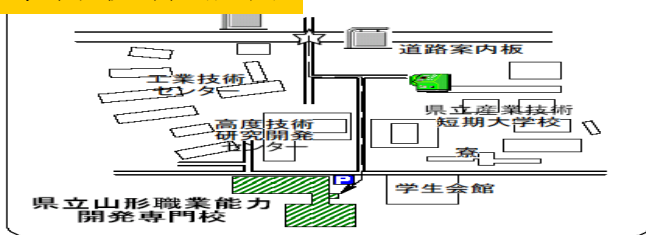
住所：山形市深町1丁目2-5

電話：023-645-9701

※無料駐車場あり



専門校詳細図



## 【ご相談・お申込窓口】

公共職業安定所名	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	990-0813	山形市検町2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	992-0012	米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	996-0011	新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	993-0051	長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	995-0034	村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	991-8505	寒河江市西根字石川西340	0237-86-4221

- ・雇用保険受給資格者で、公共職業安定所から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
- ・雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所の「受講推薦」により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障として、訓練・生活支援給付金が支給されます。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。